

健康福祉委員会
令和4年11月15日
福祉部 資料76番
所管 高齢福祉課

地域包括支援センター及びシニアステーション業務委託に係る
事業候補者の選定について

以下の地域包括支援センター及びシニアステーションにおける令和5年度以降の
業務委託契約について候補者の選定を行った。

1 選定対象となる地域包括支援センター及びシニアステーション、受託事業者名

施設名	令和5年度以降の 委託事業者名及び所在地	現在の委託事業者名
地域包括支援センター大森東	社会福祉法人 池上長寿園 大田区仲池上二丁目24番 8号	社会福祉法人 池上長寿園
地域包括支援センター羽田 シニアステーション羽田		
地域包括支援センター六郷	社会福祉法人 響会 大田区上池台五丁目7番 1号	社会福祉法人 響会
地域包括支援センター西六郷		
選定後の委託予定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで		

2 選定経過

大田区地域包括支援センター及びシニアステーション業務委託事業者評価委員会に
おいて、法人経営全般、包括事業運営全般、シニアステーション事業運営全般等に関
する評価を実施した。

委員会開催日：令和4年10月20日

3 選定結果

上記委員会での審議において、各地域包括支援センター及びシニアステーションの
令和5年度以降については、当該事業者を本業務委託契約の候補者として選定するこ
とが適当であるとの評価を得られた。

4 選定理由

(1) 共通理由

- ① 業務委託事業者評価基準における評価項目について、評価基準で求める水準もしくは水準以上の内容を確認することができた。
- ② いずれの法人も、委託業務を安全に履行できる良好な財政状況にあり、懸念される事項はないと評価された。

(2) 法人別理由

① 社会福祉法人 池上長寿園

ア 地域包括支援センター大森東について

- (ア) 地域の連絡会や協議会に積極的に参加しており、センター利用者や地区民生委員児童委員等、地域住民からの信頼が厚い点を評価できる。
- (イ) 高齢者をはじめ多世代に渡る地域住民の健康増進を目的とした「ゆいま〜る通帳」は、画期的な取り組みとして評価できる。
- (ウ) 担当地域内にある医療機関と連携して、虐待対応に関するマニュアルの作成にあたった点が評価できる。

イ 地域包括支援センター羽田及びシニアステーション羽田について

- (ア) 羽田地域力推進センター内の中高生ひろばと連携し、中高生から高齢者に対してスマートフォンの操作等を教える場を創出する、同センター独自の取り組みが評価できる。
- (イ) シニアステーション羽田は、フレイル予防に関連した業務だけでなく、何でも相談できる窓口としても利用しやすい体制となっている点が評価できる。
- (ウ) 個々の健康維持のために健康管理をすることを目的として始めた「羽田パースポート」は、地域支援に関する積極的な取り組みである点が評価できる。

② 社会福祉法人 響会

ア 地域包括支援センター六郷及び西六郷について

- (ア) 両センター間の協力体制を維持しながら、地域課題の一つである水害対策について検討を進め、ハザードマップを作成してきた点が評価できる。
- (イ) 栄養面の改善に着目した独自のフレイル予防「いろいろ食べポ2週間チャレンジ」に取り組んだ点が評価できる。
- (ウ) 男性高齢者の社会参加を課題として実施する「男の居場所」づくり活動は、地域活動を継続的に支援する取り組みとして評価できる。